

◆ 解 禁 ◆
テレビ・ラジオ・インターネット
7月19日(金) 17時
新聞
7月20日(土) 朝刊

記者発表資料
令和6年7月11日
教育庁文化財課保存活用班
担当 生田和宏 (022-211-3683)
メール bunzaih@pref.miyagi.lg.jp

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和6年7月19日(金)、文部科学省文化審議会は、下記の宮城県内有形文化財（建造物）3件を新たに登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

答申の結果、官報告示を経て登録されると、宮城県内の登録有形文化財（建造物）は全215件となります。

記

番号	名称	所在地
1	<small>きゅうわたりけじゅうたくおもや</small> 旧亙理家住宅主屋	登米市迫町佐沼字内町
2	<small>きゅうわたりけじゅうたくちやしつ</small> 旧亙理家住宅茶室	登米市迫町佐沼字内町
3	<small>きゅうわたりけじゅうたくおもてもん</small> 旧亙理家住宅表門	登米市迫町佐沼字内町

◆登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに、現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行うのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は建造物のみを登録の対象としていましたが、平成17年の文化財保護法の一部改正により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも対象が拡大、さらに令和3年からは無形文化財・無形民俗文化財も対象となっています。

● 各建物にかかる問い合わせ先

登米市教育委員会教育部文化財文化振興課 0220-34-2332

今回登録される建造物の概要

<旧亙理家住宅主屋、旧亙理家住宅茶室、旧亙理家住宅表門>

登米市歴史博物館の敷地に建つ仙台藩佐沼要害の旧要害主である佐沼亙理家9代目、^{わたりにかたね}亙理隆胤が建築した住宅。石段を上った敷地入口に南面する門、高台の敷地中央に南面する主屋、主屋南東に接続する茶室、その前面に広がる鑑賞庭園が一体となり邸宅の歴史的景観をつくる。邸宅は登米市歴史博物館で一般公開されている。

名称	建築年代
^{きゅうわたりけいじゅうたくおもや} 旧亙理家住宅主屋	明治25年／大正前期・平成12年改修
特徴	
<p>平屋建ての東西棟で、屋根は寄棟造りの茅葺き。南面西寄りに入母屋造りの屋根玄関を付す。玄関の西側は土間と板の間、東側は畳敷きの3部屋が続き間となっており、南に広がる庭を望むことができる。^{とこまわ}床廻りに良質なケヤキを用いた洗練されたつくりの和風住宅。</p>	
	
	
【写真：登米市教育委員会提供】	

名称	建築年代
きゅうわたりけじゅうたくちやしつ 旧亙理家住宅茶室	大正前期／昭和前期・平成12年改修
特徴	
<p>主屋の南東に接続する茶室。屋根は寄棟造りの茅葺き。内部は六畳一室で、東面南寄りに床の間を設け、西面北寄りに茶道口を設ける。南庭に面した西側と南側に半間幅の縁がめぐる開放的なつくりの茶室。</p>	
	
【写真：登米市教育委員会提供】	

名称	建築年代
きゅうわたりけじゅうたくおもてもん 旧亙理家住宅表門	明治前期／昭和前期改修
特徴	
<p>石段を登った敷地入口に南面に位置する平入りの門。屋根は切妻造りで鉄板葺き。漆喰塗仕上げの欄間には亙理家と伊達家の家紋彫刻を並べて掲げ、旧家の風格を示す。門の両脇には板葺きの袖塀が付く。</p>	
	
【写真：登米市教育委員会提供】	